

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量及び二級水準測量観測）
- 二 測量の地域 御所市檜原ほか
- 三 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年一月三十一日まで